

議会改革調査特別委員会設置に関する決議

下記のとおり、議会改革調査特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会改革調査特別委員会
2. 設置根拠 豊見城市議会委員会条例第6条
3. 調査事項 ①政務活動費の在り方について
②本特別委員会が必要とする調査全般
4. 委員定数 本特別委員会の委員は9人以内とする。
5. 調査期限 本特別委員会は、3に掲げる調査事項が終了するまで
閉会中もなお継続審査することができる。

以上